

特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 中長期基本計画は未策定である。2019年度からビジョン策定を検討し始めた。 【審査基準（2）について】 2023年3月までに策定する。 【審査基準（3）について】 作成に当たり、加盟団体等に意見を募る。	なし
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 人材の採用及び育成に関する計画は未策定である。2023年3月までに策定する。団体運営に必要な人材の確保に努めている。業務効率化の取り組みを進めている。 【審査基準（2）について】 人材の採用及び育成に関する計画は未策定である。 【審査基準（3）について】 計画策定に当たり、加盟団体等に意見を募る。	なし
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 財務の健全性確保に関する計画は未策定である。2023年3月までに策定する。 【審査基準（2）について】 財務の健全性確保に関する計画を策定後、すみやかに当連盟HPで公表する。 【審査基準（3）について】 作成に当たり、加盟団体等に意見を募る。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 外部理事は1名で、2022年7月時点で外部理事割合は11%（理事9名中1名）である。2022年6月には、理事4名（上記の外部理事1名を含む）を新任した。理事改選時に、外部理事割合を現状以上に高める。 【審査基準（2）について】 女性理事は2名で、2022年7月時点で女性理事割合は22%（理事9名中2名）である。2022年6月には、理事4名（上記の女性理事1名を含む）を新任した。理事改選時に、女性理事割合を現状以上に高める。	1. 役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 当連盟は評議員を設置していないため、本項目は遵守および自己説明の対象外である。 【審査基準（2）について】 同上	なし
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 2019年にアスリート委員会を設置した。 【審査基準（2）について】 アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目・障害クラス・地域等のバランスに留意している。 【審査基準（3）について】 委員長が理事会にオブザーバ出席することとしている。	2. アスリート委員会規程 3. アスリート委員名簿 4. アスリート委員会の議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 現在、理事会は理事9名で構成されている。内2名が女性理事である。理事の成員は、パラリンピアン、公認スポーツ指導者の有資格者、公認コーチ、国際審判、学識経験者など様々な経験および背景をもつ者で構成している。	1. 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 現在、理事の就任時の年齢に制限を設けていない。在任期間と再任回数の上限については、会員数が少なく、新しい役員の人選が難しい事情があり、現在のところ設けられていない。 新しい理事を内外に求め、新陳代謝をはかる努力を行っている。	5. 定款
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 適用を検討している。 理事の在任期間と再任回数の上限については、会員数が少なく、新しい役員の人選が難しく、現在のところ設けられていない。 新しい理事を内外に求め、新陳代謝をはかる努力を行っている。2022年度に新理事4名が就任した。	5. 定款 1. 役員名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 適用を検討している ・2022年度理事会において、理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定する。 ・組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、実績等を適切な評価を行う。	同上

(様式2)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 諮問委員会は現在未設置である。2023年6月までに設置する。	なし
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 役員、職員、本連盟会長が委嘱したスタッフ、本連盟の加盟団体および会員を対象とした倫理規程を制定している。 強化指定選手等を対象にした強化指定選手等行動規範を制定している。 今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを継続的に行う。	6. 倫理規程 7. 強化指定選手等行動規範
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 団体の業務に関する各種規程を整備している。今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを適宜行っていく。	8. 就業規則 9. 事務所掌規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 団体の業務に関する規程として、事務所掌規程と経理規程を整備している。	9. 事務所掌規程 10. 経理規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 法人の役職員の報酬等に関する規程としては旅費謝金規程がある。 定款（第19条）に、役員は無給とすることを定めている。	11. 旅費謝金規程 5. 定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 経理規程はあるが、法人の財産に関する規程は未整備である。2023年3月を目処に制定する。	10. 経理規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 財政的基盤を整えるための規程は未整備である。2023年3月までに制定する。	なし
17	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 選手強化部会および理事会で審議して、代表選手の公平で合理的な選考方法を制定している。 【審査基準 (2) について】 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 【審査基準 (3) について】 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）は、コーチの会議で作成した上で、選手強化部会で審議している。	12. 2022 年度強化指定選手選考規程 13. 2022 年 WSPS ワールドカップ・チャンオン大会選手派遣規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 当連盟は、審判員制度を有していない。	
19	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準 (1) について】 日本財団バラスポーツサポートセンター・シェアードサービスの法務相談支援を活用している。 当連盟は日本ライフル射撃協会の加盟団体であり、日本ライフル射撃協会の弁護士に相談することができる。 【審査基準 (2) について】 シェアードサービスの法務相談支援の担当弁護士に相談することができる。	14. 法務相談担当弁護士

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準 (1) について】 第1回コンプライアンス委員会を2023年6月までに実施する。 【審査基準 (2) について】 コンプライアンス委員会の規程を2023年3月までに策定する。 【審査基準 (3) について】 現在、コンプライアンス委員会に女性委員はいない。1名以上の女性委員を2023年3がつまで配置する。	なし
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準 (1) について】 学識経験者として税理士が委員に含まれている。	15. コンプライアンス委員会 委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 倫理規程に役職員の法令遵守について定めている。 公益社団法人日本ライフル射撃協会のインテグリティ研修の受講を役員に奨励し、受講している。日本パラリンピック委員会のインテグリティ研修などの受講を役職員に徐壽法定協し、受講を奨励している。 理事会において冊子の配布を行う等、適宜コンプライアンスについての涵養と意識喚起を行っている。 2022年度中（2023年3月まで）に役職員向けの研修を実施する。	6. 倫理規程
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 強化指定選手およびそれらの指導者に、日本パラリンピック委員会主催のインテグリティ研修に参加させている。強化合宿等の機会において、独自の研修も実施している。 公益社団法人日本ライフル射撃協会が実施するインテグリティ研修を、当連盟の会員やアントラージュに受講をさせている。また、当連盟が日本ライフル射撃協会のインテグリティ研修制度に沿ってインテグリティ研修を実施している。	16. インテグリティ講習会報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 当連盟は、審判員制度を有していない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準 (1) について】 日本財団パラスポーツサポートセンターのシャードサービス支援を受け、サービスのメニューについても適宜している。 【審査基準 (2) について】 日本財団パラスポーツサポートセンターのシャードサービス支援によって、日常的に法律、税務、会計等の専門家のサポートを受けている	17. シェアードサービス利用契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準 (1) について】 会計・経理に関する取引の正確性を確保するため、支払申請処理に関しては、複数職員が処理に係る等適切に内部牽制が働くよう業務を実施している。 日本財団パラスポーツサポートセンターのシェアードサービスの経理業務支援を活用している。 【審査基準 (2) について】 監事1名を設置し、監査を行っている。 【審査基準 (3) について】 監事による定期の監査、適宜公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受けている。	1. 役員名簿 18. 外部監査報告書 2020年1月10日
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準 (1) について】 国費による補助金等に関しては、各事業の審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	19. 監事監査報告書 2022年6月15日

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準 (1) について】 年度決算においては、総会の承認決議の後、HPへ掲載し、開示を行っている。決算報告書には、活動計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録等全て含まれている。	20. 令和3年度決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準 (1) について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報は、理事会決議後、会員への開示を行っている。 昨年度自己説明公表後に、日障射連ホームページ内に、「競技を始める」→「選手派遣規程・選考規程」のページを設け、選手選考基準を外部にも開示するようにした。	21. 当連盟ホームページ 選手派遣規程・選考規程のページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準 (1) について】 当連盟の規程を日障射連ホームページで外部にも開示するよう逐次準備を進めている。「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）遵守状況の自己説明」は、当連盟ホームページの「連盟情報」→「ガバナンスコード遵守状況」のページで公開している。	22. 当連盟ホームページ ガバナンスコード遵守状況のページ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 重要な契約については、契約締結の際に利益相反の有無を複数の役員・職員で確認している。 【審査基準（2）について】 利益相反規程は未整備である。2023年3月までに整備する。	なし
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 利益相反規程は未整備である。2023年3月までに整備する。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 公益財団法人日本パラスポーツ協会および公益社団法人日本ライフル射撃協会の通報窓口を活用することとしている。会員への十分な周知ができていなかったため、2022年中にHPで周知する。 【審査基準（2）について】 上部団体である日本ライフル射撃協会の通報相談窓口については、会員の個人情報が保護される形での活用とする。 【審査基準（3）について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては、職員に関しては就業規則に個人情報保護の規定がある（就業規則第27条）。役員に関しては、2023年3月までに倫理規程等への明記により規定化する。 【審査基準（4）について】 通報窓口を利用したことを理由として相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを会議で2023年6月までの会議で議決する。 【審査基準（5）について】 役職員に対して、研修等により、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底する教育を行う。2023年6月までに一度実施する。	23. 公益財団法人日本パラスポーツ協会の相談窓口のページ 24. 公益社団法人日本ライフル射撃協会の通報相談窓口のページ 8. 就業規則
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 前項の通報相談窓口は外部の顧問弁護士となっている。	23. 公益財団法人日本パラスポーツ協会の相談窓口のページ 24. 公益社団法人日本ライフル射撃協会の通報相談窓口のページ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準 (1) について】 倫理規程は策定している。懲罰規程を2023年3月までに策定する。 【審査基準 (2) について】 懲罰規程を策定後、すみやかに公開する。 【審査基準 (3) について】 懲罰規程に、処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを含める。 【審査基準 (4) について】 懲罰規程に、処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを含める。	6. 倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準 (1) について】 懲罰規程に、処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているであることを含める。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準 (1) について】 スポーツ仲裁に関する規程を定めている。 【審査基準 (2) について】 スポーツ仲裁に関する規程では、「特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟の諸事業 及び その 組織 運営に 関 して 行 った 決 定 事 項 対 する 不 服 申 立 へ 関 して は」とす、適用範囲を広く定めている。 【審査基準 (3) について】 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	25. 特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟 スポーツ仲裁に関する規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準 (1) について】 スポーツ仲裁の利用が可能であることを記載した書面を処分対象者に通知することを定める。	なし
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準 (1) について】 危機管理体制の構築は未整備であり、危機管理運用マニュアルを2023年3月までに策定する。 【審査基準 (2) について】 危機管理マニュアルは未整備である。2023年3月までに策定する。 【審査基準 (3) について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含める。 【審査基準 (4) について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含める。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生していなかったため、審査対象外である。 現在、理事会で対応している。事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築することについて、検討を進める。	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生していなかったため、審査対象外である。 現在、理事会で対応している。危機管理及び不祥事対応としての外部調査委員会を設置する体制について、検討を進める。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準 (1) について】 当連盟には、19団体の地方組織（加盟団体）がある。現在、加盟団体規程は未整備である。2023年3月を目処に整備する予定である。 【審査基準 (2) について】 加盟団体規程に合わせて整備する予定である。 【審査基準 (3) について】 加盟団体に対して組織運営及び業務執行について、当連盟のホームページを通して情報提供を行っている。	26. 加盟団体図 27.HPの加盟団体通知のページ 28.加盟団体への指導文書
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準 (1) について】 加盟団体および会員に対して、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等について、ホームページで情報提供を行っている。当連盟会員に対する、日本ライフル射撃協会のインテグリティ研修を当連盟が実施している。	29.インテグリティ研修の案内文書